

グランドハイメディック倶楽部会則

第1条 (名称)

本会の名称は、グランドハイメディック倶楽部（以下「本倶楽部」といいます）とします。

第2条 (目的)

本倶楽部は、会員相互の親睦ならびに会員の心身の健康維持・アフターフォローおよび健康増進を図ることを目的とします。

第3条 (事務所)

本倶楽部の事務所は、株式会社ハイメディック内におきます。

第4条 (運営・管理、メディカル・サービス)

1. 本倶楽部の運営・管理（次項で定めるメディカル・サービスの提供を除きます）は、株式会社ハイメディック（以下「会社」といいます）が行うものとします。
2. 細則で定めるメディカル・サービスの提供は、会社が提携している細則で定める医療機関（以下「提携先医療機関」といいます）が行うものとします。これに関し、会社は、会員が提携先医療機関からメディカル・サービスを受けられるよう、会員と提携先医療機関との間の仲介（コーディネート）を行うほか、本倶楽部の目的に沿った会員のサポートを行うものとします。

第5条 (会員のつとめ)

会員は、本倶楽部の健全な発展および会員相互の親睦に貢献する義務を負うとともに、本会則および別途定める細則、利用規程を遵守するものとします。

第6条 (会員の種類および種別)

1. 本倶楽部の会員は、個人会員、法人会員、特別会員および名誉会員とします。
2. 本倶楽部の会員種別およびメディカル・サービスの内容については、細則にて定めるものとします。

第7条 (会員の資格)

1. 本倶楽部の会員の資格要件は、本倶楽部の趣旨に賛同し会員に相応しい品格と社会的信用があること、所定の会員資格金および年会費を納付すること、および以下の各号に該当しない個人もしくは法人であることとし、会社の資格審査の承認を得て、入会を認められた方とします。
 - ①個人
 - (1) 未成年の方
 - (2) 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である方、またはあった方
 - (3) 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をされている方
 - (4) 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴された方、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った方
 - (5) その他会社の審査基準に適合しない方
 - ②法人
 - (1) 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である方、またはあった方が経営もしくは関与する法人
 - (2) 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である方、またはあった方が役員をしている法人
 - (3) 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をされている方が役員をしている法人
 - (4) 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により起訴された法人ないしはその役員、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った法人ないしはその役員
 - (5) その他会社の審査基準に適合しない法人
2. 会員は、会員カードの発行日より会員資格を取得するものとします。
3. 会員の資格は、共有することができないものとします。
4. 本倶楽部は、資格審査の適否の理由は明示しないものとします。
5. 会員は、資格審査の結果について、異議申し立てをすることができないものとします。
6. 資格審査不承認の場合、契約は、はじめからなかったものとします。
7. 入会金は、前項およびクーリングオフの場合を除いて、いかなる場合にも返還しません。

第8条 (資格期間)

会員の資格期間は、会員カード発行日（第7条第1項の資格要件を充たした日。以下、同じ。）から15年間とします。なお、施設開業日以前にご入会の場合は施設開業日から15年間とします。ただし、第23条の定めにより、会員資格を更新できる場合もあるものとします。

第9条 (会員カード)

1. 会社は、会員に会員カードを発行します。
2. 会員または会員が指名した利用者は、提携先医療機関の施設を利用する場合は必ず会員カードを持参し、提携先医療機関の施設の受付で提示していただきます。
3. 会員は、会員が指名した利用者以外の者に会員カードを貸与または譲渡することはできません。
4. 会員は、会員カードを紛失した場合、会社に対し直ちに届け出るものとし、所定の手続きにより、再発行の申請をするものとします。なお、再発行については、所定の手数料をいただきます。
5. 会員は、会員カードの貸与、盗難およびその他理由の如何を問わず、会員以外の第三者が会員カードにより提携先医療機関の施設を利用した場合、当該第三者と連帯してその利用料金等の支払いを含むすべての責任を負うものとします。

第10条 (除名・会員資格の停止)

会社は、会員または会員が指名した利用者において次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、当該会員の資格を一時停止、または除名することができるものとします。

- ①年会費および利用料金等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき
- ②本倶楽部の名誉、信用を毀損または秩序を乱したとき、もしくは、そのおそれが強いと認められたとき
- ③提携先医療機関の施設、設備を故意に破損したとき
- ④本会則その他本倶楽部の定める諸規定に違反したとき
- ⑤第7条に定める会員資格の無いことが、後日判明したとき
- ⑥刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴されたとき、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
- ⑦営利を図る目的をもって、自ら利用または第三者に利用させたことが判明したとき
- ⑧その他処分を相当とする行為があったとき

第11条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を失うものとします。

- ①退会
- ②死亡
- ③破産、解散、清算等
- ④除名

第12条 (償却保証金)

1. 償却保証金は、無利息で会員カード発行日から15年間預かるものとし、会員カード発行日の翌年度より15年間、定額を毎年償却し、15年間で全額を償却するものとします。なお、施設開業日以前にご入会の場合は、施設開業日の翌年度より償却するものとします。
2. 会員が、前項の償却保証金預託期間中に会員資格を喪失したときは、当該資格を喪失した年度で償却保証金の償却は停止するものとし、会社は、所定の手続きに従い、償却保証金の償却残額を会員資格喪失者、またはその承継人に返還します。ただし、会員が、退会または除名により会員資格を喪失したときは、会社は、償却保証金の償却残額を、前項の償却保証金預託期間満了後に返還することができます。
3. 会社は、第19条により本倶楽部を閉鎖する場合は、所定の手続きに従い、償却保証金の償却残額を、会員に返還するものとします。

4. 会社は、第2項および前項の規定に従い償却保証金の償却残額を会員に返還する際、会社が当該会員に対して債権を有する場合は、償却保証金の償却残額と対当額で相殺することができます。
5. 会社は、会員が年会費の未納および会員の故意・過失にもとづく提携先医療機関の施設内での人的、物的損害に対する損害金を、支払いの催告を受けたにもかかわらず弁済していない場合には、第1項の償却保証金を弁済に充当することができます。
6. 前項により償却保証金を弁済に充当した場合、会社は、会員に対して1ヶ月の期間を定めて催告し、会員は償却保証金の不足額を会社に支払うものとします。
7. 会員の償却保証金に対する権利は、会社の承認を得て会員資格を譲渡する場合を除いて、他に譲渡または質入れなどの担保に供することはできないものとします。

第13条（年会費）

1. 会員は、細則で定める会員種別のコースに応じ、年会費を会社に納入するものとします。
2. 会社は、検診券の有効期間が過ぎた場合でも、年会費を返還しないものとします。
3. 会社は、経済情勢の変動等により、年会費を変更できるものとします。

第14条（名義変更）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の名義を変更することができます。
 - ①第三者に対する譲渡
 - ②相続
 - ③商号変更（合併、会社分割含む）
 - ④改姓、改名
2. 前項における名義変更に伴う手数料は、細則で定めます。
3. 会社は、経済情勢の変動等の理由により、名義変更に伴う手数料を変更できるものとします。

第15条（会員資格の譲渡）

会員は、会員資格を第三者に譲渡する場合、第7条の会員の資格を満たす者に所定の手続きにより会社の承認を得て、会員資格を譲渡することができます。ただし、会員は、会員カード発行日または名義変更時から3年間は会員資格を譲渡できないものとします。

第16条（相続）

会員が死亡した場合、会員の2親等以内の相続人は、所定の手続きにより会社の承認を得て、会員の名義を変更することができます。

第17条（会員の権利および承認事項）

1. 会員は、細則で定めるメディカル・サービスを受けることができるほか、細則の定めに従い、リゾートトラスト株式会社が運営する施設内の付帯施設を所定の料金で利用できます。
2. 会員は、契約時に細則で定めるホームクリニックを指定するものとし、以降はホームクリニックの変更は原則としてできないものとします。
3. 会員は、メディカル・サービスを受ける場合、その検診データを各提携先医療機関が医学の発展進歩に寄与するための研究情報とすること、および細則に定めるメディカル・サービス提供のために利用することを了解するものとします。

第18条（会員以外の施設利用の特例）

会員は、会員の利用に支障のない範囲内で、提携先医療機関の施設を、会員以外の者が利用することがあることを承諾するものとします。

第19条（施設の閉鎖・利用制限）

会員は、次の場合、提携先医療機関の施設の全部または一部を利用できないことがあることを承諾するものとします。

- ①天災その他により開場が不可能なとき
- ②施設の改造または補修のとき
- ③法令の制定改廃等により施設が使用できないとき
- ④行政指導等のとき
- ⑤経営上重大な理由があるとき
- ⑥十分なメディカル・サービスの提供ができない等のやむを得ない事由が生じたとき

第20条（変更届）

1. 会員は、住所または連絡先等入会契約書に記載した事項に変更がある場合は、速やかに会社に変更届を提出するものとします。
2. 会社の会員に対する通知などは、届出住所宛にすれば足りるものとします。

第21条（倶楽部理事会）

1. 本倶楽部には理事会を設置し、以下の役員をおきます。①理事長 1名 ②理事 5名以上20名以下 ③監事 2名以内
2. 理事長、理事および監事に、会社が委嘱し、各理事の役職は、会社が定めます。
3. 理事長は、必要に応じて理事会を召集し、その議長となります。
4. 理事長が不在の時は、他の理事がこれを代行します。
5. 役員の任期は、選任されたときから2年間とします。ただし、再任を妨げないものとします。

第22条（理事会の管掌事項）

1. 本倶楽部理事会は、次の事項をつかさどります。
 - ①倶楽部の医療システム・技術についての助言・指導
 - ②医療倫理についての指導・啓発
2. 理事会の決議は、2分の1以上の理事が出席し、出席理事の過半数をもって決します。ただし、委任状の提出をもって、出席に代えることができるものとします。

第23条（会員資格の更新）

会員は、細則に別段の定めがない限り、資格期間満了2ヶ月前までに、会員および会社の双方から何等の異議がない場合、会社所定の更新年会費を新たに支払うことで会員資格を1年間更新できるものとし、以後同様とします。

第24条（会則等の改正等）

1. 会社は、会員の権利を害しない範囲で、本倶楽部の会則、細則および利用規程（以下「会則等」といいます）を変更することができるものとします。変更後の内容は、変更前に入会した会員にも適用されるものとします。
2. 前項の変更は、会報誌への掲載、会社のホームページへの掲載、郵送またはEメールのいずれかの方法により、会員へ通知するものとします。
3. 前項の通知は、変更対象となった規定の適用を受ける会員に対して行えば足りるものとします。

第25条（管轄裁判所）

会社と会員との間の紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、会社の本店または支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることをあらかじめ合意していただきます。

第26条（定めのない事項等）

会則等に定めのない事項については、その都度会社が決定します。

(2016年1月25日改定)

グランドハイメディック倶楽部細則

第1条 (会員種別)

本倶楽部の会員種別は、専門コース、総合コース、総合3枚コース、総合4枚コース、総合6枚コース、総合10枚コース、新総合コース、HM・東大病院コース、HM・ミッドタウンコース、HM名古屋コース、HM東京ベイコース、HM京大病院コースとします。

第2条 (名称用語)

本細則において、次に掲げる用語の定義は以下に定めるところによるものとします。

- ①検診券とは、券面に次号以下に定める検診券であることを示す文言の記載のない検診券をいいます。
- ②新総合コース検診券とは、券面に「新総合コース」と記載された検診券をいいます。
- ③HM・東大病院コース検診券とは、券面に「HM・東大病院コース」と記載された検診券をいいます。
- ④HM・ミッドタウンコース検診券とは、券面に「HM・ミッドタウンコース」と記載された検診券をいいます。
- ⑤HM名古屋コース検診券とは、券面に「HM名古屋コース」と記載された検診券をいいます。

また、HM名古屋コースとは、会社が管理・運営するグランドハイメディック倶楽部において、社団医療法人トラストクリニックが2016年7月に開業予定の「ハイメディック名古屋」をホームクリニックとして、会員が当該提携先医療機関からメディカル・サービスを受ける権利を有する会員種別をいいます。

- ⑥HM東京ベイコース検診券とは、券面に「HM東京ベイコース」と記載された検診券をいいます。
- ⑦HM京大病院コース検診券とは、券面に「HM京大病院コース」と記載された検診券をいいます。

また、HM京大病院コースとは、会社が管理・運営するグランドハイメディック倶楽部において、京都大学医学部附属病院と医療法人社団ミッドタウンクリニックが2016年6月に開業予定の「ハイメディック京大病院」をホームクリニックとして、会員が当該提携先医療機関からメディカル・サービスを受ける権利を有する会員種別をいいます。

第3条 (メディカル・サービス等)

1. 会員は、次に定めるメディカル・サービスを次項に定める提携先医療機関から受ける権利を有します。

	サ ー ビ ス 内 容
①専 門 コ ー ス	検診券1枚または新総合コース検診券1枚、HM・東大病院コース検診券1枚、HM・ミッドタウンコース検診券1枚、HM東京ベイコース検診券1枚、HM名古屋コース検診券1枚、HM京大病院コース検診券1枚で1名様がガン、脳、心臓のうちいずれか1つの専門コース検診を受けることができます。
②総 合 コ ー ス	検診券2枚で1名様がガン、脳、心臓の総合コース検診を受けることができます。
③・新 総 合 コ ー ス ・HM・東大病院コース ・HM・ミッドタウンコース ・HM名古屋コース ・HM東京ベイコース ・HM京大病院コース	検診券2枚または新総合コース検診券1枚、HM・東大病院コース検診券1枚、HM・ミッドタウンコース検診券1枚、HM名古屋コース検診券1枚、HM東京ベイコース検診券1枚、HM京大病院コース検診券1枚で1名様が、新総合コース検診、HM・東大病院コース検診、HM・ミッドタウンコース検診、HM名古屋コース検診、HM東京ベイコース検診、HM京大病院コース検診のいずれかを受けることができます。
④病 院 紹 介	検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。
⑤手 術 後 検 診	紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で会社が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。
⑥倶 楽 部 ド ク タ ー 医 療 相 談 サ ー ビ ス	医療相談室にて、倶楽部ドクターが詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。

2. 会員が受けるメディカル・サービスは、提携先医療機関である「エクシブ山中湖」内医療機関、「ホテルトラスティ心斎橋」内医療機関、「東京大学医学部附属病院」、「社団医療法人トラストクリニック」、「医療法人社団ミッドタウンクリニック」、「京都大学医学部附属病院」その他の医療機関が提供します。
3. 会員は、検診を受けるにあたり、リゾートトラスト株式会社が運営する「エクシブ山中湖」、「ホテルトラスティ心斎橋」、「ホテルトラスティ東京ベイサイド」、「サンホテル名古屋ヴィア白川」または「サンメンバーズ京都嵯峨」内の付帯施設を所定の料金で利用できます。
4. 会員は、前三項のメディカル・サービスの提供を受ける際または施設を利用する際には、別に定める利用規程およびホテル利用者に適用される諸規則を遵守していただきます。
5. 会員は、第1項に定めるメディカル・サービスのほか、会社または会社の委託先から、次に定めるサービスを受ける権利を有します。

	サ ー ビ ス 内 容
①24時間医療情報提供サービス	看護師またはヘルスオペレーターが対応します。

第4条 (年会費、検診券および新総合コース検診券、HM・東大病院コース検診券、HM・ミッドタウンコース検診券、HM名古屋コース検診券、HM東京ベイコース検診券、HM京大病院コース検診券の交付)

1. 会員は、次に定める会員種別に従い、会社に対し、年会費を支払うものとします。

会 員 種 別	年 会 費	検診券枚数(年間)	備 考
専 門 コ ー ス	入会契約書に記載の金額	1枚	消費税は、別途必要となります。
総 合 コ ー ス		2枚	
総 合 3 枚 コ ー ス		3枚	
総 合 4 枚 コ ー ス		4枚	
総 合 6 枚 コ ー ス		6枚	
総 合 10 枚 コ ー ス		10枚	
会 員 種 別	年 会 費	検診券枚数(年間)	備 考
新 総 合 コ ー ス H M ・ 東 大 病 院 コ ー ス H M ・ ミ ッ ド タ ウ ン コ ー ス H M 名 古 屋 コ ー ス H M 東 京 ベ イ コ ー ス H M 京 大 病 院 コ ー ス	入会契約書に記載の金額	1枚～5枚	消費税は、別途必要となります。 検診券枚数に応じて入会金、年会費は異なります。

2. 会員は、年会費を原則として入会月の前月27日（土日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日）までに、翌年分を一括前払いするものとします。契約初年度の年会費については、契約時に支払うものとします。
3. 年会費の支払方法は、原則として銀行預金口座自動振替によるものとします。
4. 会社は、会員に対し、年会費の入金確認後に本条第1項に定める会員種別に従い検診券を交付するものとします。
5. 検診券および新総合コース検診券、HM・東大病院コース検診券、HM・ミッドタウンコース検診券、HM名古屋コース検診券、HM東京ベイコース検診券、HM京大病院コース検診券は、券裏面記載の指定期間のみ有効です。
6. 検診券および新総合コース検診券、HM・東大病院コース検診券、HM・ミッドタウンコース検診券、HM名古屋コース検診券、HM東京ベイコース検診券、HM京大病院コース検診券は、無記名式となります。
7. 会員もしくは会員が指名した利用者は、本倶楽部の会員カードおよび受診されるコースに必要な検診券を持参し、受付時に提示もしくは提出することにより、会員資格で検診を受けることができます。ただし、ご予約時にご利用者を確定していただく必要があります。
8. 会員は、オプション所定の会員資格金を支払うことにより、自己の会員種別に付随して、1会員につき、既発行分を含めて検診券を10枚まで追加することができます。ただし、新総合コース、HM・東大病院コース、HM・ミッドタウンコース、HM名古屋コース、HM東京ベイコース、HM京大病院コースの会員は、オプションを追加することができないものとします。

会 員 種 別	年 会 費	交付検診券枚数(年間)	備 考
オ プ シ ョ ン	入会契約書に記載の金額	1枚	消費税は、別途必要となります。

第5条（新総合コース、HM・東大病院コース、HM・ミッドタウンコース、HM名古屋コース、HM東京ベイコース、HM京大病院コースに関する特則）

1. 新総合コース、HM・東大病院コース、HM・ミッドタウンコース、HM名古屋コース、HM東京ベイコース、HM京大病院コースの会員は、会員資格を更新することはできないものとします。ただし、会員と会社の間で別途特約を締結した場合には、他コースと同様の条件で更新をすることができるものとします。
2. HM・東大病院コースの会員は、ハイレディック・東大病院が、会社と東京大学医学部附属病院との契約に基づき運営されるものであることを了解し、当該契約が終了した場合は、それ以降、会員種別を新総合コースまたはHM・ミッドタウンコースもしくは会社が指定するコース（ただし、HM・東大病院コースと同等のコースに限るものとします）に、ホームクリニックをハイレディック・東大病院以外の検診施設にそれぞれ変更することを了解するものとします。
3. HM東京ベイコースの会員は、ハイレディック東京ベイが、会社と株式会社テオオーシーとの定期建物賃貸借契約に基づき2025年5月まで（定期建物賃貸借契約の再契約等があれば、当該再契約の期間満了時まで）運営されるものであることを了解するものとし、当該定期建物賃貸借契約（定期建物賃貸借契約の再契約等がある場合は当該再契約）が終了した場合は、それ以降、会員種別を新総合コースまたはHM・ミッドタウンコースもしくは会社が指定するコース（ただし、HM東京ベイコースと同等のコースに限るものとします）に、ホームクリニックをハイレディック東京ベイ以外の検診施設にそれぞれ変更することを了解するものとします。
4. HM京大病院の会員は、ハイレディック京大病院が、医療法人社団ミッドタウンクリニックと国立大学法人京都大学との共同研究契約に基づき、2036年3月31日まで（共同研究契約の期間の延長等があれば、当該延長等の後の期間満了時まで）運営されるものであることを了解し、当該研究契約が終了した場合は、それ以降、会員種別を新総合コースまたは会社が指定するコース（ただしHM京大病院コースと同等のコースに限るものとします）に、ホームクリニックをハイレディック京大病院以外の検診施設にそれぞれ変更することを了解するものとします。

第6条（会員種別ごとの検診内容およびホームクリニック）

会員は、下記の会員種別およびホームクリニックにおいて、会員種別の検診券、新総合コース検診券、HM・東大病院コース検診券、HM・ミッドタウンコース検診券、HM名古屋コース検診券、HM東京ベイコース検診券、HM京大病院コース検診券の枚数に応じて、専門コース検診、総合コース検診または新総合コース検診、HM・東大病院コース検診、HM・ミッドタウンコース検診、HM名古屋コース検診、HM東京ベイコース検診、HM京大病院コース検診を下記の条件にて、いずれかの検診を受けることができます。

①会員種別ごとの受診可能な検診

会 員 種 別	専 門 コ ー ス 検 診	総 合 コ ー ス 検 診	新 総 合 コ ー ス 検 診 HM・東大病院コース検診 HM・ミッドタウンコース検診 HM名古屋コース検診 HM東京ベイコース検診 HM京大病院コース検診
専 門 コ ー ス	○	×	×
総 合 コ ー ス			
総 合 3 枚 コ ー ス	○	○	○
総 合 4 枚 コ ー ス			
総 合 6 枚 コ ー ス			
総 合 10 枚 コ ー ス			
新 総 合 コ ー ス			
HM・東大病院コース	○	×	○
HM・ミッドタウンコース			
HM名古屋コース			
HM東京ベイコース			
HM京大病院コース			
オ プ シ ョ ン	—	—	—

※ ○印は受診可、×印は受診不可となります。

※ オプションで交付する検診券は、専門コース、総合コース、総合3枚コース、総合4枚コース、総合6枚コースに加えて使用できます。

②ホームクリニック別の検診実施内容

ホ ー ム ク リ ニ ッ ク	コ ー ス 名	備 考
ハイレディック山中湖 ハイレディック大阪	専門コース検診（ガン、脳、心臓） 総合コース検診 新総合コース検診	
ハイレディック・東大病院	HM・東大病院コース検診	
ハイレディック・ミッドタウン	HM・ミッドタウンコース検診	
ハイレディック名古屋	HM名古屋コース検診	ハイレディック名古屋は2016年7月開業予定であることから、ハイレディック名古屋での受診は開業後に開始となります。
ハイレディック東京ベイ	HM東京ベイコース検診	
ハイレディック京大病院	HM京大病院コース検診	ハイレディック京大病院は2016年6月開業予定であることから、ハイレディック京大病院での受診は開業後に開始となります。

※ ハイレディック・東大病院は、『東京大学医学部附属病院』との契約に基づき運営いたします。当該契約終了後は、会員種別を新総合コースまたはHM・ミッドタウンコースもしくは会社が指定するコース（ただし、HM・東大病院コースと同等のコースに限るものとします）に、ホームクリニックをハイレディック・東大病院以外の検診施設にそれぞれ変更して、検診を受けることが可能です。

※ ハイレディック・東大病院では、東京大学医学部附属病院独自の検診基準により、ペースメーカーを装着されておられる方および40歳未満の方は、PET/CT検査が受けられません。

※ ハイレディック・ミッドタウンは、PET/CT検査のみ、複数の提携医療機関で行っております。予約状況により、PET/CT検査の実施場所が異なる場合があります。

※ ペースメーカーを装着されておられる方は、MRI検査が受けられません。また頭部手術（クリッピング）、インプラント、義眼、人工弁等を装着もしくは体内にある方については、MRI検査が受けられない場合があります。その他検査機器によっては、検査ができない場合がありますので、医療機関（受診施設）にご確認下さい。

※ ハイレディック東京ベイは、株式会社テオオーシーとの定期建物賃貸借契約に基づき2025年5月まで（定期建物賃貸借契約の再契約等があれば、当該再契約の期間満了時まで）運営いたします。当該定期建物賃貸借契約（定期建物賃貸借契約の再契約等がある場合は当該再契約）が終了した場合は、会員種別を新総合コースまたはHM・ミッドタウンコースもしくは会社が指定するコース（ただし、HM東京ベイコースと同等のコースに限るものとします）に、ホームクリニックをハイレディック東京ベイ以外の検診施設に変更して検診を受けていただきます。

※ ハイレディック京大病院は、医療法人社団ミッドタウンクリニックと国立大学法人京都大学との共同研究契約に基づき、2036年3月31日まで（共同研究契約の期間の延長等があれば、当該延長等の後の期間満了時まで）運営いたします。当該研究契約が終了した場合は、会員種別を「新総合コース」または「会社が指定するコース」（ただしHM京大病院コースと同等のコースに限るものとします）に、ホームクリニックをハイレディック京大病院以外の施設に変更して検診を受けていただきます。

※ 上記内容については、一部変更される場合があります。

※ 検診内容の詳細については、受診案内でご案内します。

③ホームクリニックの所在地

ホームクリニック	提携先医療機関	住 所
ハイメディック山中湖	医療法人社団山中湖クリニック	山梨県南都留郡山中湖村平野562-12 エクシブ山中湖B2F
ハイメディック大阪	医療法人社団 ハイメディッククリニックWEST	大阪府大阪市中央区南船場3-3-17 ホテルトラスティ心斎橋内2F
ハイメディック・東大病院	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7-3-1 東京大学医学部附属病院 中央診療棟2・9F
ハイメディック・ミッドタウン	医療法人社団ミッドタウンクリニック	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー6F
ハイメディック名古屋	社団医療法人トラストクリニック	愛知県名古屋市中区栄1-30-22(予定)
ハイメディック東京ベイ	医療法人社団ミッドタウンクリニック	東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー5F
ハイメディック京大病院	京都大学医学部附属病院、 医療法人社団ミッドタウンクリニック	京都府京都市左京区聖護院川原町53

第7条（名義変更料等）

会社は、会員に対し、名義変更料として次に定める料金をいただきます。

名義変更内容	名 義 変 更 料
第三者に対する譲渡	入会金の20%（別途消費税） ※契約後、入会金の金額に変更があった場合、名義変更時の入会金の金額を基準に算定します。
2親等以内の変更（譲渡、贈与）	50,000円（別途消費税）
2親等以内の相続	50,000円（別途消費税）
商号変更（合併・会社分割含む）	10,000円（別途消費税）
改 姓 、 改 名	10,000円（別途消費税）

第8条（会報誌）

会社は会員に会報誌を発行します。

(2016年1月25日改定)

グランドハイメディック倶楽部利用規程

【ご予約の手続】

〈検診の受付について〉

1. 検診、宿泊とも、完全予約制です。ご予約のお申し込みは、下記に定める、自己のホームクリニック内予約事務局（以下「予約事務局」という）にお電話下さい。

ハイメディック山中湖	予約事務局	0555-65-9181(0120-117-288)
ハイメディック大阪	予約事務局	06-6244-9720(0120-313-776)
ハイメディック・東大病院	予約事務局	03-5800-9123(0120-680-806)
ハイメディック・ミッドタウン	予約事務局	03-6864-0661(0120-997-183)
ハイメディック名古屋	予約事務局	(株)ハイメディック 名古屋開業準備室 052-310-0742
ハイメディック東京ベイ	予約事務局	03-6844-9010(0120-901-836)
ハイメディック京大病院	予約事務局	075-754-0075(0120-780-075)

2. ご予約の方法

- ①ご入会後、会員ごとに、定期的に検診できるよう占有日間の設定された、検診カレンダーが交付されますので、その占有日期間内から、ご希望の検診日を選んでいただきます(下記 i、ii)。
占有日期間以外で検診をご希望される場合は、ご希望の検診日の1ヶ月前からご予約を受け付けいたします(下記iii)。

ご希望受診施設		ご希望検診日		ご 予 約 方 法
i	・自己のホーム クリニック	占有日期間内		・前年度の占有日期間より、ご希望検診日の2ヶ月前までにお申し込み下さい。 ・ご希望検診日の2ヶ月前までにお申し込みがない場合は、自己のホームクリニックの優先権がなくなり、ご希望検診日の1ヶ月前までの占有日利用となります。ただし、お申込順に決定いたします。 ・上記以外のご予約は、全てフローティング(下記iii)でのご予約となります。
ii	・自己以外のホーム クリニック ※	占有日期間内		・前年度の検診日より、ご希望検診日の2ヶ月前までにお申し込み下さい。 ・ホームクリニックの交換予約は、お互いのご希望検診日が一致することで、交換成立となります。 ・交換のお手続きは、予約事務局がいたします。 ・交換成立の有無は、ご希望検診日の2ヶ月前までにお知らせいたします。 ・交換予約が不成立の場合は、ご希望検診日の2ヶ月前以降1ヶ月前までの自己のホームクリニックまたは他のホームクリニックでの占有日利用となります。ただし、自施設施設いずれもお申込順に決定いたします。 ・上記以外のご予約は、全てフローティング(下記iii)でのご予約となります。
iii	・全施設 ※	占有日期間外 ご希望検診日 の1ヶ月前以降		・占有日期間以外のご利用(フローティング)のご予約は、自己のホームクリニックの予約事務局で承ります。 ・占有日のご利用者が優先されるため、ご希望検診日の1ヶ月前よりご利用の受付開始とさせていただきます。 ・ご希望の検診日に空きがある場合に限りです。

※「HM名古屋コース」の会員に対して、開業日より前に発行された新総合コース検診券はハイメディック山中湖のみ受診できます。

- ②すべてのご予約(交換予約を含む)につきましては、お申込順に決定いたしますので、予約状況によってはご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承下さい。

3. ご予約時には、ご希望のご利用日、会員名、会員番号、受診コース名、ご利用の検診券番号、ご利用者名をお知らせ下さい。

4. 検診日確定後、原則受診日の3週間前までに受診案内等、検査時必要書類を送付します。ただし、フローティングでご予約をされた場合は、この限りではありません。

5. 検診券(種類を問わない)の有効期間は、入会月の1日から起算して2年間です。ただし、1年目は、占有日期間内でのご利用ができますが(占有日期間外は1ヶ月以内のフローティング利用)、2年目は、ご希望検診日の1ヶ月以内のフローティングでのご利用となります。

6. なお、ご予約もなく検診期間(検診券発行日から起算して2年間)が経過した場合、および何等のご連絡もなくご予約当日にお越しにならなかった場合は、その年度の権利は消化したものとみなします。

7. 検診の受付は、指定時間までに医療施設で行って下さい。また、検診受付時には、本倶楽部の会員カード、検診券または新総合コース検診券またはHM・東大病院コース検診券またはHM・ミッドタウンコース検診券、またはHM東京ベイコース検診券、またはHM名古屋コース検診券、またはHM京大病院コース検診券、受診案内、問診表等をご持参下さい。なお、会員が指名した利用者も、受付にて会員カードのご提示が必要のためご注意ください。

8. 刺青または、刺青と誤解を受けるもの等をされている方は検診をお受けいただくことができません。

〈ご宿泊について〉

1. 検診時のご宿泊は、グランドハイメディック倶楽部会員向けルームをご利用していただきます。検診は、1つの専門コースで1泊2日、総合コースおよび新総合コースで2泊3日が必要です(医療施設が翌日休診の場合には、1泊2日の総合コース検診および新総合コース検診も可能です)。また、エキシブ山中湖に限り、同室での同伴者のご宿泊は、無料とします。ハイメディック・東大病院の検診は、1日で終了しますが、宿泊をご希望される場合は、ホテルトラスティ東京ベイサイドを1泊まで無料でご利用いただけます。ハイメディック・ミッドタウン及び、ハイメディック東京ベイの検診について、宿泊をご希望される場合は、ホテルトラスティ東京ベイサイドを1泊まで無料でご利用いただけますが、詳細については予約事務局にご確認ください。ハイメディック名古屋の検診について、宿泊を希望される場合は、無料でサンホテル名古屋ヴァイ白川をご利用いただけます。ハイメディック京大病院の検診について、宿泊を希望される場合はサンメンバーズ京都嵯峨を1泊まで無料でご利用いただけますが、詳細については予約事務局にご確認ください。(ご利用方法の詳細は別途開業前にご案内致します)

2. ご宿泊は無料ですが、レストランその他ホテルの付帯施設をご利用の場合は、所定の料金をご負担いただきます。ただし、エキシブ山中湖は、検診終了当日の宿泊(グランドハイメディック倶楽部会員向けルームご利用の場合)については、ご希望により所定の料金にてご利用いただけます。

3. ホテルフロントにて、本倶楽部の会員カードをご提示の上、チェックインを行って下さい。
なお、チェックインは、検診前日の午後3時からできます。

4. チェックアウトは、ホテルフロントにて行います。ホテルの付帯施設のご利用がございましたら精算して下さい。

【サロンの施設のご利用】

本倶楽部会員は、全国に展開するサンメンバーズエクセレントクラブ(サロン)を、会員カードを持参することによりご利用できます。

※ 本規程において、次に掲げる用語の定義は以下に定めるところによるものとします。

- ①検診券とは、券面に次の②～⑦に定める検診券であることを示す文言の記載のない検診券をいいます。
- ②新総合コース検診券とは、券面に「新総合コース」と記載された検診券をいいます。
- ③HM・東大病院コース検診券とは、券面に「HM・東大病院コース」と記載された検診券をいいます。
- ④HM・ミッドタウンコース検診券とは、券面に「HM・ミッドタウンコース」と記載された検診券をいいます。
- ⑤HM名古屋コース検診券とは、券面に「HM名古屋コース」と記載された検診券をいいます。
また、HM名古屋コースとは、会社が管理・運営するグランドハイメディック倶楽部において、社団医療法人トラストクリニックが2016年7月に開業予定の「ハイメディック名古屋」をホームクリニックとしてメディカル・サービスを受ける権利を有する会員種別をいいます。
- ⑥HM東京ベイコース検診券とは、券面に「HM東京ベイコース」と記載された検診券をいいます。
- ⑦HM京大病院コース検診券とは、券面に「HM京大病院コース」と記載された検診券をいいます。
また、HM京大病院コースとは、会社が管理・運営するグランドハイメディック倶楽部において、京都大学医学部附属病院および医療法人社団ミッドタウンクリニックが2016年6月に開業予定の「ハイメディック京大病院」をホームクリニックとしてメディカル・サービスを受ける権利を有する会員種別をいいます。

(2016年1月25日改定)